

氏名(本籍)	ふく だ やす お 福田 弥 夫 (青森県)		
学位の種類	博 士 (法 学)		
学位記番号	博 乙 第 2149 号		
学位授与年月日	平成 17 年 9 月 30 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当		
審査研究科	人文社会科学研究科		
学位論文題目	生命保険契約における利害調整の法理		
主 査	筑波大学教授	出 口 正 義	
副 査	筑波大学教授	博 士 (法 学)	本 澤 巳 代 子
副 査	筑波大学教授		土 屋 英 雄
副 査	筑波大学助教授	博 士 (法 学)	村 上 正 子

### 論 文 の 内 容 の 要 旨

本論文は、アメリカと日本の生命保険契約における利害調整の法理を比較考察し、その成果を日本における解釈論および立法論に展開するものである。本論文は、序論、第 1 編「他人の生命の保険契約と保険会社の義務および責任」、第 2 編「生命保険金受取人の地位と離婚」、第 3 篇「生命保険契約の失効と復活」、第 4 篇「生命保険契約における解約返戻金と債権者の権利」、結論、から構成されている。その概要は以下のようである。

序論では、研究の対象と目的が明らかにされている。主に比較研究の対象としてアメリカ法の考察の必要性が指摘される。それによれば、日本の保険法では、従来、具体的な紛争解決に当り、母法ともいべきドイツ法学の特徴である精緻な概念と体系的整合性を重視する解釈論が展開され、その結論の具体的妥当性に欠けるきらいがあった。これに対し、アメリカ法では、事案に即した柔軟な解決を目指し、保険法以外の他の法制度（契約や不法行為に関するコモン・ローの原則、家族法、民事訴訟法、破産法等）との有機的関連性を考慮し、また事件の社会経済的背景を視野にとりこんだ結論の具体的妥当性が最も重視されるという。生命保険契約における利害調整の局面は利害関係人の利害が複雑多様であり、また結論の具体的妥当性が強く求められることから、演繹的思考ではなくアメリカ法に見られる帰納的思考方法がより適切な研究方法であるとして、アメリカ法の比較研究の必要性が指摘されている。またアメリカ保険法全体を貫く利害調整法理の探求のためには、一つの問題点や論点を深く掘り下げて検討するのではなく、アメリカ法と日本法の解釈論が明確な対立を見せる複数の重要な法的問題点を取りあげて分析・検討することの有益性が強調されている。

第 1 編「他人の生命の保険契約と保険会社の義務および責任」では、日本の商法 674 条 1 項の定める同意主義が、アメリカ法の被保険利益の存在を要求する利益主義との対比において、批判的に考察されている。それによれば、他人の生命の保険契約には、被保険者の死亡を故意に惹起する危険性（モラル・リスク）、被保険者と身分的・経済的・社会的関係のない者による賭博的行為の危険性（賭博保険の危険性）、被保険者が知らない間にその者の命が取引対象とされる危険性（人格権侵害の危険性）があり、保険契約者と被保険者との利害が鋭く対立する局面での利害調整が問題となる。アメリカ法の基本的立場は、モラル・リスク

等の事前の予防方法として、保険者に対して被保険利益の存在と被保険者の同意の調査義務を課している。またこの調査義務につき過失がありそれが被保険者の生命に危害を加える結果と結び付いた場合には、保険者の不法行為責任を負わせており、この局面では徹底して被保険者を保護しているだけでなく、さらに被保険者の同意の撤回が認められるためには、保険契約の継続に関する保険契約者の利益とそれと対立する保険者の利益を検討し、被保険者の身体に対する現実的な危険性の存在が要件とされるという。日本においても、被保険利益概念の併用の導入の検討とともに、保険者の調査義務の立法論が展開されている。

第2編「生命保険金受取人の地位と離婚」では、保険契約締結後に、保険契約者と保険金受取人の間に離婚による身分関係の変動が生じた場合に、保険金受取人の指定に関連して生ずる紛争に際しての利害調整のあり方が考察されている。著者によれば、離婚前における保険契約者・被保険者の「妻・甲野花子」という保険金受取人の指定表示は離婚後どのように解釈されるべきかという問題について、最高裁昭和58年9月8日判決（民集37巻7号918頁）の考え方はアメリカ法の立場と共通するという。すなわち、保険契約者による受取人変更権の不行使は、離婚した配偶者を受取人とする意思であったと考え、これに対する反証を許さず、受取人指定の解釈に際しては保険契約外の事情を持ち込まないというのが利害調整に当たっての日本法とアメリカ法の共通の考え方であるという。ただ、アメリカの若干の州では、反証を許す意思推定理論を導入するものが見られ、離婚に際しての財産分与等の諸事情を考慮したうえで保険契約者の意思が判断され、反証が十分である場合には指定された受取人はその地位を失うとされ、また制定法において原則として離婚によって別れた配偶者の保険金受取人の地位を取消すものも見られ、これはアメリカにおける離婚と遺言との関係を反映したものであるという。すなわち、遺言状に関するアメリカ法の原則は、離婚配偶者が受遺者として指定されている範囲は取消されるというものである。アメリカ社会における生命保険の遺言代替機能に着目すると、遺言状と生命保険金受取人の指定解釈において、異なる結論が生ずることには合理的疑問が提起されているため上記制定法を定める州は、実質的に同じ効果を有する遺言と同一の法理によって利害調整を行っているが、モデル法である統一遺産管理法典が、上記制定法の州と同様の規定を定めていることは、今後のアメリカ法の方向性を考えるうえで注目されるという。日本でも、アメリカ法と同様の法理の導入は不可能ではなく、事案の解決に際しては保険契約外の事情を考慮して保険金の帰属を判断すべきであると主張する。

第3編「生命保険契約の失効と復活」では、復活に際してとくに問題とされる「告知義務」の必要性を中心に、失効した契約の復活をめぐる対立する保険契約者と保険者との間の利害調整がどのような法理に基づいて行われているか、アメリカ法の現状が分析され、日本における約款の妥当な解釈への示唆が試みられている。日本における生命保険契約の復活は制定法ではなく約款規定を根拠としており、もっぱら「契約の復活の法的性質」等の理論的な問題に関心が集中していることもあって、復活の際に被保険者の健康状態の告知を不要とする見解も見られる。アメリカでは、復活制度の根源（没収金の禁止）に調整の法理が求められ、復活に際しての告知の要求にそれが明確に現われており、保険契約者による逆選択の防止のためにも告知の要求は当然のことと理解されている。保険料の不払により契約を失効させた保険契約者と保険者の利害調整は、この告知の要求を前提として展開され、また告知に要求される「保険会社にとって満足しうる保険可能体であることの証拠」については、保険会社の恣意的な判断を認めないとするのが一致した見解であり、保険契約者の復活の権利を保護しているという。

第4編「生命保険契約における解約返戻金と債権者の権利」では、保険契約者とその債権者の利害調整のあり方に関するアメリカ法と日本法の異同が考察されている。とくに保険事故発生前の解約返戻金の債権者による差押を認める日本法と、遺族の生活保障確保のため、生命保険契約の維持・継続を重視し、それを認めないアメリカ法との基本的立場の違いが明らかにされている。アメリカの破産法制と日本の民事執行法の立場の違いにその理由があり、保険契約法からのアプローチだけでは不十分であり、関連法制度の総合的検討が重要であるという。

結論では、各編における考察の成果を要約し、アメリカ法の示す結論の具体的妥当性を重視する機能的な手法による利害調整の法理を日本法に導入する必要性が提唱される。

## 審 査 の 結 果 の 要 旨

1. 本論文は、生命保険契約をめぐる利害関係人の利害調整のあり方について、アメリカ法の比較研究を通して日本法の解釈・立法の現状を批判的に考察するものである。本研究の特徴と独自性はつぎのようにいうことができる。

第一に、従来、日本の保険法の研究は、商法典の定める保険契約法の母法がドイツ法であることからそのほとんどがドイツ法を比較対象とするものであるのに対して、本研究はアメリカ法を比較考察の対象とする点において先駆的な業績の一つに挙げることができる。

第二に、アメリカの生命保険契約法に関する判例・制定法にとどまらず、関連法制度や紛争の社会経済的背景をも取り込んだ視野の広い考察が行われ、生命保険契約における利害調整が多角的に検討されている点である。第三に、ドイツ法のような精緻な体系と論理の整合性でなく、柔軟に個別の事案に即した結論の具体的妥当性を目指すアメリカ法の帰納的思考方法という視点に立つ研究方法（アプローチ）が終始つらぬかれている点である。生命保険契約をめぐる利害関係人は、保険契約者、被保険者、保険金受取人、それらの者の相続人または債権者等と多様であり、またそれらの者の有する利害も一様ではない。生命保険契約における利害調整には、他の一般の契約におけるそれと比較して複雑困難な問題を生ずるが、このアプローチは、たとえば第1編における保険者の調査義務の立法論の主張にその具体的成果が現われている。第四に、各編において展開される日本法への具体的な解釈論・立法論に独自性が認められ、バランスのとれた説得的なものとなっている。ただ、本研究の課題を指摘すれば、日本における生命保険の社会的・経済的機能は、遺族保障・貯蓄・金融商品・債権担保等幅広く活用され、また保険金額も数千万円ないし数億円という高額な生命保険が通例である。アメリカ社会における生命保険の果たす役割・機能如何によっては利害調整の法理にも影響があるのではないかと考えられるが、その実態を踏まえた日本との比較分析・検討が望まれるところである。

このような課題はあるが、本論文は、生命保険契約における利害関係人の公正な利害調整のあり方について、アメリカの判例・法制度の詳細かつ丹念な整理・分析を行い、そこから得られた成果を日本法と比較検討することにより、新たな視点から日本法の解釈論を展開し、またアメリカ法の利害調整の法理の視点から多くの鋭い問題を提起するとともに、日本の将来の立法の方向性を示すものとして高く評価できるものである。本論文の成果として示された多くの知見は、今後、保険法を研究する者にとっての出発点となるであろう。

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。